

自分自身と家族の命守りたい...!

住まいの耐震化を すぐに始めましょう!



熊本地震本震は、発生確率が0~0.9%でしたが、それでも住家全半壊が約43,000棟に及ぶ甚大な被害をもたらしました。宮崎県全域に甚大な被害が想定される南海トラフ巨大地震は、30年以内に70~80%で発生する可能性があります。明日起こってもおかしくありません。

★対象住宅：昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（戸建て、長屋及び共同住宅）

★対象者：対象住宅の所有者又は居住者

ステップ1

耐震診断 診断費用について最大13万6千円補助

- 耐震診断を実施する費用の一部を補助します。まずは、耐震診断を行い住宅の地震に対する安全性を確認しましょう。

ステップ2

①総合支援制度 ★耐震改修設計+耐震改修工事のパッケージ支援

- 耐震補強工事を行うことにより、その工事費の一部を補助します。
(段階的に工事を行い耐震性を満足させる方法もあります。)

一般型耐震改修工事	最大100万円補助 (工事費の80%)
段階型耐震改修工事	1段階 最大60万円補助 (工事費用の80%)
	2段階 最大40万円補助 (工事費用の80%)

②安全住宅住替え制度 ★耐震性のない住宅からの住替えを支援

- 耐震診断の結果、耐震性がない住宅を除却する費用の一部を補助します。
(除却後は安全な住宅に住み替えることが条件です)

除却工事 最大34.5万円補助(工事費の23%)

- 耐震診断の結果、耐震性がない住宅の建替費用の一部を補助します。
(同一敷地内での建替が条件です)

建替工事 最大38万円補助(工事費の23%)

各市町村のお問合せ先

耐震診断及び耐震改修等に係る各種補助制度の申し込みやご相談については、お住まいの市町村窓口へお問い合わせください。また、市町村によって補助事業内容が異なります。

宮崎市 建築行政課 (0985-21-1813)	都城市 建築対策課 (0986-23-2585)
延岡市 建築指導課 (0982-22-7034)	日南市 財産マネジメント課 (0987-31-1189)
小林市 管財課 (0984-23-0222)	日向市 建築住宅課 (0982-66-1032)
串間市 都市建設課 (0987-55-1133)	西都市 建築住宅課 (0983-32-1014)
えびの市 財産管理課 (0984-35-1120)	三股町 都市整備課 (0986-52-9065)
高原町 建設水道課 (0984-42-2111)	国富町 都市建設課 (0985-75-9406)
綾町 建設課 (0985-77-3467)	高鍋町 建設管理課 (0983-26-2016)
新富町 都市建設課 (0983-33-6017)	西米良村 村民課 (0983-36-1111)
木城町 環境整備課 (0983-32-4729)	川南町 建設課 (0983-27-8013)
都農町 建設課 (0983-25-5717)	門川町 建設課 (0982-63-1140)
諸塚村 建設課 (0982-65-1129)	椎葉村 建設課 (0982-67-3207)
美郷町 建設課 (0982-66-3618)	高千穂町 建設課 (0982-73-1210)
日之影町 建築課 (0982-87-3805)	五ヶ瀬町 建設課 (0982-82-1713)

(2024年9月現在)

★県内の耐震診断者に関する情報

宮崎県木造住宅耐震診断士の情報を掲載しています。

宮崎県木造住宅耐震診断士登録台帳

検索



宮崎県 県土整備部 建築住宅課 TEL 0985-26-7195

リフォーム融資を使って 耐震改修工事をしませんか？



住宅金融支援機構のリフォーム融資（耐震改修工事）の特徴

- ご返済終了まで借入申込時の金利が適用される全期間固定金利型のローンです。
- 住宅の耐震改修工事と併せて行うリフォーム工事（水廻り工事、壁紙の張り替え等）費用も融資の対象となります。
- 融資限度額は1,500万円で、住宅部分の工事費が上限となります（10万円以上1万円単位）。
- 融資額が300万円以下※の場合、抵当権の設定は不要です。
※申込時点で機構からの無担保の借入残高がある場合は当該融資残高との合計額が300万円以下
- 返済期間は、最長20年※までご利用いただけます。
※お客様の年齢により借入期間が短くなる場合があります。完済時の年齢の上限は80歳です。



（耐震改修工事）

（注）ご融資には、条件等があります。下記の【お借入れに当たっての注意事項】を必ずご確認ください。
（注）耐震シェルター、防災ベッド等の設置工事は融資の対象となりませんのでご注意ください。

毎月の返済額の目安（2024年9月の金利で試算）

注：金利は毎月見直されます。

■返済方法：元利均等返済（毎月の返済額（元金＋利息）が一定の返済方法）

返済期間	5年	10年	20年
融資額			
金利（新機構団信(一般)加入）	年 1.30%		年 1.36%
100万円	17,223円	8,891円	4,761円
200万円	34,446円	17,782円	9,522円
500万円	86,115円	44,455円	23,805円

満60歳以上の方は「高齢者向け返済特例」をご利用いただけます

高齢者向け返済特例とは

- 返済期間を申込人（連帯債務者を含む）全員がお亡くなりになられるときまでとし、毎月のお支払を利息のみとする返済方法で、通常の返済方法（元利均等返済又は元金均等返済）と比べて月々のご負担を低く抑えられます。借入金の元金は、申込人（連帯債務者を含む）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅及び土地の売却、機構からの借換融資、自己資金等により一括してご返済いただけます。
- 融資住宅及び土地に機構のための第1順位の抵当権を設定していただけます。
- 高齢者向け返済特例には、「保証ありコース」と「保証なしコース」があります。

※高齢者向け返済特例の詳細内容は、下記の機構お客さまコールセンター又は機構ホームページでご確認ください。



（高齢者向け返済特例）

【お借入れに当たっての注意事項】

●審査の結果によっては、お客さまのご希望にそえない場合がありますので、あらかじめご了承ください。●金利は、申込時の金利が適用となります。金利は毎月見直されます。加入する団体信用生命保険の種類に応じて異なる融資金利が適用されます。●住宅金融支援機構（以下「機構」という。）の定める技術基準に適合していることについて、検査機関等による物件検査を受ける必要があり、物件検査手数料はお客さまの負担となります。物件検査手数料は検査機関等により異なります。●融資の対象となる住宅については、火災保険（損害保険会社の火災保険または法律の規定による火災共済）に加入していただけます。火災保険料はお客さまの負担となります。●融資手数料はかかりません。●団体信用生命保険には、「新機構団信（一般）」、「新機構団信（夫婦連生）」及び「新3大疾病付機構団信」があり、いずれかを選択し、ご加入いただけます。ただし、加入後の変更はできません。また、健康上の理由等により、加入できない場合があります。なお、融資の対象となる住宅を賃貸する場合及び高齢者向け返済特例を利用する場合は加入できません。●融資には、上記のほかにも融資限度額や対象工事などの条件があります。詳しくは、下記の機構お客さまコールセンター又は機構ホームページでご確認ください。

お問合せ、申込書の請求はこちら

■機構お客さまコールセンター 0120-0860-35（通話無料）

※ご利用いただけない場合は、<TEL 048-615-0420>におかけください（通話料金がかかります）。
※祝日及び年末年始を除き、土曜日及び日曜日も営業します（受付時間9:00～17:00）。

■機構ホームページ www.jhf.go.jp

（2024年9月現在）



住まいのしあわせを、ともにつくる。
住宅金融支援機構